

入室にあたってのお願い

入室に際し、保護者の皆様に下記のことについてお願い申し上げます。

1. 学校から指導室までの道順や自宅から指導室までの道順（学校が休みの場合等）を事前に確認しておいて下さい。なお、少し遠回りでも信号や横断歩道を通るようご指導願います。
2. 担任の先生に指導室に入室していることを必ず伝えてください。学校からの帰りが遅い場合は、指導員が担任へ問い合わせをすることがあります。
3. 学習塾やスイミング等に通う場合は、前もって指導室へご連絡ください。なお、指導室から塾や習い事に送り出した後は、再登室できません。
4. 平日等の学校登校時に児童が体調不良になった場合は、登室をご遠慮ください。
※その場合、保護者より利用する指導室へ欠席の連絡をお願いします
5. 保育時間は午後6時までです。（延長保育申請者のみ午後7時まで）予定の時間までにお迎えに来るようお願いいたします。
※お迎えの予定時間に間に合わない場合は、利用する指導室へ連絡をお願いします。
6. 入室後、住所・氏名等に変更がありましたら、速やかに「関係届」等を指導室へ提出してください。（届出用紙は指導室にあります）
7. 入室後、就労先や勤務条件が変更になった場合は、「関係届」と変更後の「就労証明書」を提出してください。
8. 休む月の10日までに、児童福祉課または指導室に「休室届」を提出することにより、その月の保育料がかかからなくなります。なお1か月間指導室をお休みする場に限りです。（休室届を提出する場合は、利用している指導室にご連絡ください。）
※「休室届」が提出されない場合、指導室の利用がなくても保育料が発生します。
9. 入室後、指導室を退室する場合は、原則退室する月の末日までに「退室届」を指導室、または児童福祉課に提出してください。
※「退室届」が提出されない場合、指導室の利用がなくても保育料が発生します。

10. 指導室は、保護者が就労等により放課後保育できない児童を対象に、指導員が保護者に代わり、遊びや生活指導を行うところです。
この趣旨を十分ご理解いただき、仕事がお休みの場合は、保護者に保育のご協力をお願いします。
11. 集団での保育となるため、指導室の生活には、いろいろな約束事やルールがあります。これらを守れない児童には、指導員から注意や指導をいたしますが、保護者の方にも、状況をお伝えしてご理解とご協力をお願いしてまいりますので、よろしく願いいたします。
12. 指導室をお休みするときは必ず連絡をお願いいたします。くれぐれも無断欠席することの無いようにしてください。